



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月19日金曜日 第2682号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則..... (土木管理課) ... 641

## 告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）..... (健康増進課) ... 642

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 643

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（6件）..... ( " ) ... 643

農用地利用配分計画の認可申請（2件）..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 647

保安林予定森林..... (森林整備課) ... 647

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示（2件）..... ( " ) ... 647

公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）..... (港湾海岸課) ... 648

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 650

道路の区域変更（県道岩城弓削線）..... (東予地方局今治土木事務所) ... 650

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 650

開発行為に関する工事の完了（2件）..... (中予地方局建築指導課) ... 651

土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... (南予地方局農村整備課) ... 651

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 652

## 公 告

職業訓練指導員試験の実施..... (労政雇用課) ... 652

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画..... (水産課) ... 653

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 654

## 規 則

### ○愛媛県規則第33号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第19条、第28条関係）	別表第3（第19条、第28条関係）
1～8 省略	1～8 省略
9 <u>西予市宇和町卯之町五丁目175番地3</u> 愛媛県南予地方局西予土木事務所内	9 <u>西予市宇和町卯之町四丁目445番地</u> 愛媛県南予地方局西予土木事務所内
10・11 省略	10・11 省略

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
名 称	場 所	名 称	場 所
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閲 覧所	省略	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閲 覧所	省略
	西予市宇和町卯之町五丁目175番地3		西予市宇和町卯之町四丁目445番地
	南予地方局西予土木事務所内		南予地方局西予土木事務所内
	省略		省略

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

**第3条** 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第4条関係）</b>		<b>別表（第4条関係）</b>	
1～7 省略		1～7 省略	
8 <u>西予市宇和町卯之町五丁目175番地3</u>	愛媛県南予地方局西予土木事務所内	8 <u>西予市宇和町卯之町四丁目445番地</u>	愛媛県南予地方局西予土木事務所内
9・10 省略		9・10 省略	

**附 則**

この規則は、平成27年6月22日から施行する。

**告 示**

○愛媛県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
はらだ脳神経外科	松山市桑原四丁目8番31号	医療法人はらだ脳神経外科	精神通院医療	平成27年5月1日
ハッピー薬局末広店	松山市末広町6番地5ハッピーハートビルディング2階	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成27年6月1日
旭調剤薬局東雲店	松山市東雲町3番地2イーストクラウド1階	有限会社旭調剤薬局	精神通院医療（薬局）	平成27年6月1日
あおば薬局	今治市立花町3丁目7番30号	有限会社ヒアサ薬局	精神通院医療（薬局）	平成27年6月1日
庄野薬局神拝店	西条市神拝甲214番地1	株式会社オネスト	精神通院医療（薬局）	平成27年5月25日

○愛媛県告示第806号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社絆プラス	松山市来住町53番地 6	絆プラス訪問看護ステーション	松山市谷町63番地 1	精神通院医療	平成27年 6月 1日

○愛媛県告示第807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオンモール今治新都市  
今治市にぎわい広場1番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社  
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 吉田 昭夫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンリテール株式会社  
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 岡崎 双一
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
39,700平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
2,281台  
イ 駐輪場の収容台数  
226台  
ウ 荷さばき施設の面積

- 172平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
127立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後11時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
8箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 2 届出年月日  
平成27年 6月 5日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。  
(1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見  
(2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス篠場町店	新居浜市篠場町488番2 外1筆	大規模小売店舗を設置する者	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯 東京都台東区上野七丁目14番4号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号	平成21年 3月4日	平成27年 6月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第809号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
スーパードラッグコスモス古川店	西条市古川字江内甲126番1 外	大規模小売店舗を設置する者	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯 東京都台東区上野七丁目14番4号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	平成19年 8月9日	平成27年 6月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第810号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4 外	大規模小売店舗を設置する者	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯 東京都台東区上野七丁目14番4号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	平成16年 6月15日	平成27年 6月3日

		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉塚 元 山口県山口市大字佐山717番地1	株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717番地1	平成17年 9月1日 ほか
くすりのレディ馬越店・ブックマーケット今治中央店	今治市馬越町四丁目甲38番1 外	大規模小売店舗の名称	メディコ21今治中央店・ブックマーケット今治中央店	くすりのレディ馬越店・ブックマーケット今治中央店	平成26年 12月7日
		大規模小売店舗を設置する者	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都台東区上野七丁目14番4号	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地	平成22年 12月7日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第811号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
スーパードラッグコスモス北条店	松山市北条辻1130番外	大規模小売店舗を設置する者	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯 東京都台東区上野七丁目14番4号	三井住友トラスト・バナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号	平成19年 10月16日	平成27年 6月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第812号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
スーパードラッグコスモス宇和店	西予市宇和町上松葉179番1 外	大規模小売店舗を設置する者	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯 東京都台東区上野七丁目14番4号	J A三井リース株式会社 代表取締役 安田 義則 東京都品川区東五反田二丁目10番2号	平成20年 8月26日	平成27年 6月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第813号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 奥村 正綱	株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役社長 林 巧	平成27年 5月21日	平成27年 6月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第814号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 賃借権の設定等を受ける者, 賃借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積 (㎡)

2 申請年月日

平成27年5月26日

○愛媛県告示第815号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 賃借権の設定等を受ける者, 賃借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積 (㎡)

2 申請年月日

平成27年6月9日

○愛媛県告示第816号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市波方町養老字向乙81の14（次の示す部分に限る。）、乙81の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第817号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成26年12月農林水産省告示第2150号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大

洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第818号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成26年12月農林水産省告示第2151号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 喜多郡内子町石畳5213 and 喜多郡内子町上川1924, 1925.

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第819号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成27年 6月19日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目 7 番地 7 号

- 2 埋立区域

- (1) 位置

2 工区

宇和島市大浦字長浦甲2573番13から同市大浦字アジモ甲160

番10、同市大浦字新田甲208番34を経て甲208番44に至る間の地先公有水面

- (2) 区域

次の各地点のうち、⑧の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点と⑬の地点とを結び平成12年秋分の満潮位(D.L.+2.18メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑬の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び⑧の地点と⑮の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(宇和島市住吉町字住吉山乙700番8、国土地理院「住吉」四等三角点)は、北緯33度13分31.804秒、東経132度33分27.874秒

⑬の地点は、基点から真北336度44分38秒934.39メートルの地点

⑭の地点は、⑬の地点から真北72度35分33秒11.98メートルの地点

⑮の地点は、⑭の地点から真北72度39分11秒20.00メートルの地点

⑯の地点は、⑮の地点から真北72度38分49秒7.29メートルの地点

⑰の地点は、⑯の地点から真北72度23分34秒12.76メートルの地点

⑱の地点は、⑰の地点から真北71度43分23秒12.08メートルの地点

⑲の地点は、⑱の地点から真北161度06分35秒32.32メートルの地点

⑳の地点は、⑲の地点から真北71度06分35秒68.00メートルの地点

㉑の地点は、⑳の地点から真北341度06分35秒33.00メートルの地点

㉒の地点は、㉑の地点から真北70度56分46秒0.07メートルの地点

㉓の地点は、㉒の地点から真北72度41分00秒2.93メートルの地点

㉔の地点は、㉓の地点から真北79度32分17秒16.17メートルの地点

㉕の地点は、㉔の地点から真北89度03分57秒11.10メートルの地点

㉖の地点は、㉕の地点から真北98度06分03秒6.64メートルの地点

㉗の地点は、㉖の地点から真北102度25分57秒2.58メートルの地点

㉘の地点は、㉗の地点から真北107度33分18秒14.51メートルの地点

㉙の地点は、㉘の地点から真北118度56分42秒5.89メートルの地点

㉚の地点は、㉙の地点から真北127度23分48秒11.53メートルの地点

㉛の地点は、㉚の地点から真北136度56分45秒18.74メートルの地点

㉜の地点は、㉛の地点から真北141度55分08秒10.78メートルの地点

㉝の地点は、㉜の地点から真北142度16分29秒6.04メートルの地点

- ③④の地点は、③の地点から真北138度53分55秒2.93メートルの地点
- ③⑤の地点は、③の地点から真北143度01分26秒18.91メートルの地点
- ③⑥の地点は、③の地点から真北152度36分31秒11.44メートルの地点
- ③⑦の地点は、③の地点から真北158度26分40秒4.03メートルの地点
- ③⑧の地点は、③の地点から真北167度41分10秒2.72メートルの地点
- ③⑨の地点は、③の地点から真北173度41分05秒8.65メートルの地点
- ③⑩の地点は、③の地点から真北182度14分41秒9.60メートルの地点
- ④①の地点は、④の地点から真北192度02分17秒19.06メートルの地点
- ④②の地点は、④の地点から真北197度37分35秒11.08メートルの地点
- ④③の地点は、④の地点から真北198度08分24秒8.79メートルの地点
- ④④の地点は、④の地点から真北198度40分32秒20.17メートルの地点
- ④⑤の地点は、④の地点から真北193度57分01秒20.51メートルの地点
- ④⑥の地点は、④の地点から真北188度16分15秒15.61メートルの地点
- ④⑦の地点は、④の地点から真北182度38分41秒5.17メートルの地点
- ④⑧の地点は、④の地点から真北183度03分40秒4.34メートルの地点
- ④⑨の地点は、④の地点から真北178度35分56秒18.45メートルの地点
- ④⑩の地点は、④の地点から真北272度59分59秒81.84メートルの地点
- ⑤①の地点は、⑤の地点から真北92度59分59秒120.00メートルの地点
- ⑤②の地点は、⑤の地点から真北272度59分59秒122.00メートルの地点
- ⑤③の地点は、⑤の地点から真北330度24分19秒40.82メートルの地点

(3) 面積

23,921.28平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 2月23日 愛媛県指令12港第525号

4 しゅん功認可年月日

平成27年 6月19日

○愛媛県告示第820号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成27年 6月19日

宇和島港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

松山市岩崎一丁目7番7号

2 埋立区域

(1) 位置

2 工区

愛媛県宇和島市大浦字長浦甲2573番13から同市大浦字アジモ甲160番10、同市大浦字新田甲208番34を経て甲208番50に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④⑥の地点と④④の地点を結ぶ平成12年秋分の満潮位（D.L.+2.18メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（宇和島市住吉町字住吉山乙700番8、国土地理院「住吉」四等三角点）は、北緯33度13分31.804秒、東経132度33分27.874秒

④⑥の地点は、基点から真北347度42分39秒705.62メートルの地点

④⑤の地点は、④⑥の地点から真北272度59分59秒5.63メートルの地点

④⑧の地点は、④⑤の地点から真北358度35分55秒18.45メートルの地点

④⑨の地点は、④⑧の地点から真北3度03分40秒4.34メートルの地点

④⑩の地点は、④⑨の地点から真北2度38分41秒5.17メートルの地点

⑤①の地点は、④⑩の地点から真北8度16分15秒15.61メートルの地点

⑤②の地点は、⑤①の地点から真北13度57分01秒20.51メートルの地点

⑤③の地点は、⑤②の地点から真北18度40分32秒20.17メートルの地点

⑤④の地点は、⑤③の地点から真北18度08分24秒8.79メートルの地点

⑤⑤の地点は、⑤④の地点から真北16度37分35秒11.08メートルの地点

⑤⑥の地点は、⑤⑤の地点から真北12度02分17秒19.06メートルの地点

⑤⑦の地点は、⑤⑥の地点から真北2度14分41秒9.60メートルの地点

⑤⑧の地点は、⑤⑦の地点から真北353度41分05秒8.65メートルの地点

⑤⑨の地点は、⑤⑧の地点から真北347度41分10秒2.72メートルの地点

⑤⑩の地点は、⑤⑨の地点から真北338度26分40秒4.03メートルの地点

⑤⑪の地点は、⑤⑩の地点から真北332度36分31秒11.44メートル

の地点

⑫の地点は、⑪の地点から真北323度01分26秒18.91メートルの地点

⑬の地点は、⑫の地点から真北318度53分55秒2.93メートルの地点

⑭の地点は、⑬の地点から真北322度16分29秒6.04メートルの地点

⑮の地点は、⑭の地点から真北321度55分08秒10.78メートルの地点

⑯の地点は、⑮の地点から真北316度56分45秒18.74メートルの地点

⑰の地点は、⑯の地点から真北307度23分48秒11.53メートルの地点

⑱の地点は、⑰の地点から真北298度56分42秒5.89メートルの地点

⑲の地点は、⑱の地点から真北287度33分18秒14.51メートルの地点

⑳の地点は、⑲の地点から真北282度25分57秒2.58メートルの地点

㉑の地点は、㉑の地点から真北278度06分03秒6.64メートルの地点

㉒の地点は、㉑の地点から真北269度03分57秒11.10メートルの地点

㉓の地点は、㉒の地点から真北259度32分17秒16.17メートルの地点

の地点

④④の地点は、④③の地点から真北341度06分35秒10.28メートルの地点

(3) 面積

5,017.72平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 2月23日 愛媛県指令12港第526号

4 しゅん功認可年月日

平成27年 6月19日

○愛媛県告示第821号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 6月19日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年 6月10日

3 指定道路の位置

四国中央市川之江町字八将神西2147番6の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 25.26メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町岩城63番2から 同町生名73番まで	新	メートル 10.7～90.0	キロメートル 2.967	

○愛媛県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 6月19日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	太 田 和 博	松山市堀江町甲1615番地3
"	田 村 健 司	松山市堀江町甲1375番地7
"	太 田 訓 史	松山市堀江町甲1554番地7
"	安 井 和 久	松山市堀江町甲843番地19
"	新 出 務	松山市堀江町甲2072番地1
"	高 橋 和 志	松山市堀江町甲1767番地7

"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	高 木 一 男	松山市堀江町甲1450番地
"	松 下 哲 士	松山市堀江町甲1833番地
"	杉 田 信 昭	松山市堀江町甲1792番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	西 村 光 弘	松山市堀江町甲1478番地
"	三 好 榮 介	松山市堀江町甲1527番地4
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地7
"	鈴 木 理 憲	松山市堀江町甲853番地
"	新 出 務	松山市堀江町甲2072番地1
"	高 橋 良 充	松山市堀江町甲1699番地3
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地1

"	芳野豊志	松山市堀江町甲2036番地
監事	安井和久	松山市堀江町甲843番地19
"	松下哲士	松山市堀江町甲1833番地

"	河野明夫	松山市堀江町甲877番地
---	------	--------------

○愛媛県告示第824号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 6月19日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第10号 平成27年 6月 8日	伊予郡松前町大字上高柳字松原278番 1	伊予郡松前町大字上高柳278番地 3 仙波 隆 二

○愛媛県告示第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 6月19日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第11号 平成27年 6月10日	伊予郡松前町大字西高柳字鳥居元145番 4	伊予郡松前町大字西高柳149番地 有 光 正 和

○愛媛県告示第826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、保内町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 6月19日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河野 伊都夫	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地816番地 2
"	井上 幸理	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地76番地 1
"	井上 健二	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地279番地 4
"	岡 晋一	八幡浜市保内町須川512番地 1
"	松本 拓也	八幡浜市保内町須川1112番地
"	平家 清茂	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地409番地
"	大上 昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地 3
"	河野 幸徳	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地603番地
"	菊池 篤生	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地402番地 7
"	大森 茂	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地726番地
"	屋舗 憲幸	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地990番地
"	菊池 洋一	八幡浜市保内町川之石 2 番耕地78番地 2
"	山本 幸司	八幡浜市保内町川之石 4 番耕地389番地 1
"	稲垣 憲定	八幡浜市保内町川之石11番耕地334番地 2
"	坂口 正三	八幡浜市保内町磯崎1792番地

"	山 脇 一 男	八幡浜市保内町磯崎1327番地
"	二 宮 敏 行	八幡浜市保内町喜木津 2 番耕地902番地
"	柴 田 伸一郎	八幡浜市保内町広早474番地 1
"	橋 岡 公 正	八幡浜市保内町川之石13番耕地110番地
"	宮 竹 萬次郎	八幡浜市保内町磯崎1301番地 2
監 事	橋 岡 武 志	八幡浜市保内町川之石11番耕地110番地
"	松 田 治	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地1235
"	田 上 稔	八幡浜市保内町宮内10番耕地674番地 2
"	岡 本 恵	八幡浜市保内町磯崎2161番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 治	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地1235
"	真 田 寿 広	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地527番地
"	中 岡 勇 二	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地167番地
"	二 宮 賢 光	八幡浜市保内町須川332番地 2
"	水 関 志 保	八幡浜市保内町須川367番地 1
"	菊 池 洋 一	八幡浜市保内町川之石 2 番耕地78番地 2
"	山 本 幸 司	八幡浜市保内町川之石 4 番耕地389番地 1
"	寺 谷 雅 仁	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地165番地 1
"	松 田 武 志	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地599番地 1
"	河 野 信 也	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地989番地
"	田 上 稔	八幡浜市保内町宮内10番耕地674番地 2

"	菊池 和博	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地216番地
"	大上 昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地3
"	白石 剛志	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地599番地1
"	土居下 勝利	八幡浜市保内町磯崎1487番地 2
"	増田 澄夫	八幡浜市保内町磯崎1787番地
"	二宮 敏行	八幡浜市保内町喜木津 2 番耕地902番地
"	柴田 紳一郎	八幡浜市保内町広早474番地 1
"	橋岡 公正	八幡浜市保内町川之石13番耕地110番地
"	宮竹 萬次郎	八幡浜市保内町磯崎1301番地 2
監事	河野 幸典	八幡浜市保内町須川426番地
"	久保 勇	八幡浜市保内町川之石12番耕地122番地
"	兵頭 一男	八幡浜市保内町宮内 9 番耕地284番地
"	得能 亀雄	八幡浜市保内町磯崎1256番地

"	白石 雄一	西予市城川町魚成1726番地
"	川原 淳	西予市城川町魚成1704番地
"	河野 稔	西予市城川町魚成3932番地
"	織田 福夫	西予市城川町魚成3322番地
"	芝 和也	西予市城川町魚成4262番地
"	青木 幸雄	西予市城川町魚成4132番地
"	河野 康彦	西予市城川町魚成4983番地
監事	河野 正志	西予市城川町魚成3927番地
"	河野 正弘	西予市城川町魚成5073番地
"	赤松 隼人	西予市城川町魚成3196番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	志波 豊	西予市城川町魚成4594番地
"	河野 清一	西予市城川町魚成3958番地
"	矢野 勝幸	西予市城川町魚成1687番地
"	松根 保	西予市城川町魚成1705番地
"	山内 仁	西予市城川町魚成1413番地
"	土居原 清一	西予市城川町魚成1436番地
"	矢野 政嗣	西予市城川町魚成4134番地
"	若宮 理明	西予市城川町魚成4266番地
"	兵頭 和満	西予市城川町魚成3631番地
"	河野 稔	西予市城川町魚成3932番地
"	河野 徳夫	西予市城川町魚成5160番地
"	青木 千代子	西予市城川町魚成4978番地
"	河野 康彦	西予市城川町魚成4983番地
"	松浦 輝香	西予市城川町魚成4638番地
監事	矢野 昌之	西予市城川町魚成1700番地
"	宮脇 亨	西予市城川町魚成791番地
"	村上 克也	西予市城川町魚成2912番地

○愛媛県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 6月19日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	志波 豊	西予市城川町魚成4594番地
"	土居原 登	西予市城川町魚成1537番地
"	土居原 清一	西予市城川町魚成1436番地
"	河野 義孝	西予市城川町魚成840番地
"	山内 雅彦	西予市城川町魚成1898番地

○愛媛県告示第828号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第2534号	平成27年1月7日	(有)上野組	上野 栄治	喜多郡内子町小田278-1	平成27年5月18日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-22)第3300号	平成22年7月2日	明和電設	水野 敏昭	宇和島市川内甲698-6	平成27年5月26日	電気工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年 6月19日

愛媛県知事 中村 時広

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
機械科、和裁科、木工科及び配管科
- (2) 学科試験（指導方法）を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）
- 2 試験の実施期日  
平成27年 9月26日（土）
- 3 試験の実施場所  
松山市久米窪田町337番地 1

テクノプラザ愛媛

- 4 受験申請書の提出期間  
平成27年7月15日(水)から24日(金)までとする。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 5 受験申請書の提出先  
松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
- 6 合格発表  
平成27年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。
- 7 その他
  - (1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。  
なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。
  - (2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業訓練グループ(電話(089)912-2504)にすること。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画(平成26年12月26日付け公告)を次のとおり変更した。  
平成27年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針  
県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。
  - (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。)及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
  - (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。  
また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制度」という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。  
なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当

たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

- 2 知事管理量に関する事項  
平成26年及び平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成26年		平成27年	
	平成26年1月から12月まで	平成26年7月から平成27年6月まで	平成27年1月から12月まで	平成27年7月から平成28年6月まで
まあじ	5,000トン		6,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		若 干

- 3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項  
平成26年及び平成27年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。  
また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成26年1月から12月まで	平成27年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3,500トン	4,200トン

- 4 知事管理量(まあじにあっては、採捕の種類別の数量)に関し実施すべき施策に関する事項
  - (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度的普及及び定着を図ることとする。  
なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。
  - (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
  - (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。
- 5 知事管理努力量に関する事項  
平成26年及び平成27年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成26年4月1日から6月30日まで	平成26年9月1日から11月30日まで	平成27年4月1日から6月30日まで	平成27年9月1日から11月30日まで	平成26年10月1日から12月31日まで	平成27年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻 日	5,880隻 日	16,590隻 日	5,880隻 日	7,490隻 日	7,490隻 日

- 6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成26年及び平成27年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成26年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成27年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成26年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成27年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成26年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成27年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成27年 6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,171,155
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,424
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,395

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,372	14,458
南 宇 和 郡	20,104	6,702
松山市・上浮穴郡	429,293	138,216
今 治 市・越智郡	142,729	47,577
宇和島市・北宇和郡	81,183	27,061
八幡浜市・西宇和郡	40,145	13,382
新 居 浜 市	100,325	33,442
西 条 市	91,947	30,649
大 洲 市・喜多郡	53,071	17,691
伊 予 市	31,679	10,560
四 国 中 央 市	74,716	24,906
西 予 市	34,693	11,565
東 温 市	27,898	9,300